資料6

5愛市第67号
令和5年6月28日

各市長様

愛知県市長会
会長　山下　史守朗

児童手当拡充に係る要望書の提出について

今月13日に「こども未来戦略方針」が閣議決定され、2030年までを少子化傾向を反転するラストチャンスとし、次元の異なる少子化対策を推進していくこととされました。

同方針では、加速化プラン（今後3年間の集中的な取組）の施策の柱として、児童手当の拡充を掲げ、現行の所得制限を撤廃するとともに、支給期間を高校生年代まで延長し、多子加算については、第3子以降は0歳から高校生まで全て月額3万円とするとされています。また、拡充の実施時期について岸田首相は、「来年10月分から実施したい」と表明しております。

こうした状況を踏まえ、愛知県市長会として、別紙1「児童手当の拡充に関する緊急要望」のとおり国へ要望するよう豊橋市からご提案がありました。

ついては、この提案に対する貴市のご意見について、別紙2の様式により7月5日（水）までに事務局あてご回答いただきますようお願いします。

（参考資料）

参考資料1「児童手当の拡充が10月分となることの問題点について」（豊橋市子育て支援課作成資料）

参考資料2「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）（児童手当の拡充はP13に記載）

連絡先　愛知県市長会事務局　奥澤
電　話：052－962－4171
E-mail：ai-sinko@sirius.ocn.ne.jp

豊橋市提案

児童手当の拡充に関する緊急要望

令和５年６月１３日に「こども未来戦略方針」が閣議決定されましたが、「加速化プラン」の具体化に当たっては、現場の実情を十分に踏まえた検討と安定的な地方財源の確保が求められているところです。

特に、今回示された児童手当の拡充は、全体で概ね３．５兆円とされる「加速化プラン」の予算規模の多くを占めるものであり、地方自治体の財政に与える影響は非常に大きいものとなります。

また、その実施時期について、岸田首相より「来年１０月分から実行したい」との表明がありましたが、この場合、来年度の現況届において現行制度に基づく認定を行った後、わずか数か月後に拡充後の基準に基づく再認定を行うため、事務運営が大変非効率であるだけでなく、受給者に対しても混乱を生じさせることが予想されます。

つきましては、下記事項について強く要請します。

記

１　財源については、児童手当制度の拡充が自治体の新たな財政負担とならないよう、現行の負担割合を前提とすることなく、国において全額を確保する方針を検討すること。

２　実施時期など、具体的な実施方法については、現場における混乱が生じることの無いよう、実情をよく踏まえて検討し決定すること。

児童手当拡充に関する緊急要望に対する各市の意見

（集計中　R5.7.6 現在回答提出 34 市）

【要請事項１】児童手当拡充の財源について

要請の趣旨に賛同　３４市

＜内訳＞

修正意見なし　２６市

要請内容の追加・補足を求める意見　８市

・システム改修費等、児童手当拡充に係る事務費についても国による財源確保を要望（名古屋市・稲沢市・尾張旭市・北名古屋市・弥富市）

・国が早期に財政負担の内訳を示すよう併せて要望（春日井市）

・普通地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国において財源を確保するよう要望（碧南市、小牧市）

【要請事項２】実施時期など具体的な実施方法について

要請の趣旨に賛同　２９市

＜内訳＞

修正意見なし　２３市

要請内容の追加・補足を求める意見　６市

・手当の拡充対象となる世帯（高校生世帯・所得制限額超過世帯）の申請に猶予期間を設けるよう併せて要望（名古屋市、春日井市、知多市）

・受給者が公務員か否かによって認定機関が異なることがないよう整理することを併せて要望（半田市）

・実施時期の前倒しによりシステム改修期間が短縮されることや、新規対象者への通知準備のため、国において制度の詳細を早期に決定するよう併せて要望（東海市、大府市、知多市）

その他の意見　５市

・異次元の少子化対策に示されている支援策は、児童手当の拡充だけではなく、給食費の無償化を始めとした様々な施策があり、これらの施策が一緒に進められるよう、その財源を含めた全貌を少しでも早く自治体に示していただき、自治体の新たな財政的負担、手続きにおける子育て世帯や自治体の負担が少しでも軽減されるような制度設計となることを要望する。（岡崎市）

（その他の意見続き）

・制度の拡充を６月からに変更すれば、システム改修に対応する時間がないおそれがあることや、対象者への周知期間が十分でないため、新たに対象となる高校生世帯の手続きが遅れ受給できない期間が発生しやすいといった懸念もあるため、制度の拡充を 10 月分から６月分に変更するのではなく、６月の所得審査で却下・消滅となった方に対して受給権を消滅させず、９月分までの支給を一時的に停止する取扱いとする制度改正を希望する。（一宮市）

・制度改正への十分な対応ができるスケジュール及び国で財源が確保されるならば、６月分からの制度拡充実施も考えられる。（碧南市）

・新規対象者に対するシステムへの取り込みに要するシステム修正委託料を国が負担することが前提ならば賛同したい。（高浜市）

・６月分手当から前倒し拡充することになれば、事務の効率化と負担軽減、受給者側のメリットも大きいと思われるが、一方で市町村における財政負担の増加にもつながるため、増加部分を国に全額負担を求める前提であれば本提案に賛成。（日進市）